

# 平成26年度 特別支援学校教員資格認定試験の案内

## 文部科学省初等中等教育局教職員課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
電話 03(5253)4111 (内線2457)  
認定試験メールアドレス：nintei@mext.go.jp  
(試験の詳細については試験実施大学に直接お問い合わせください。)

### I 特別支援学校教員資格認定試験制度の趣旨

広く一般社会に人材を求め、教員の確保を図るため、大学等における通常の教員養成のコースを歩んできたか否かを問わず、教員資格認定試験によって教員として必要な資質、能力を有すると認められた者には、教諭の普通免許状が与えられる道が開かれています。

今年度の特別支援学校教員資格認定試験は、自立活動（聴覚障害教育）及び自立活動（肢体不自由教育）の二種目について実施します。この認定試験に合格した者は、都道府県教育委員会に申請すると、合格した種目に応じて特別支援学校自立活動教諭の一種免許状（聴覚障害教育又は肢体不自由教育）が授与されます。

これらの免許状を有する者は、特別支援学校及び特別支援学級においてそれぞれ聴覚障害者又は肢体不自由者の自立活動を担当することができます。

### II 認定試験の実施種目と取得できる普通免許状の種類等

〔実施種目〕

〔取得できる教員免許状の種類〕

自立活動（聴覚障害教育）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（聴覚障害教育）

自立活動（肢体不自由教育）

特別支援学校自立活動教諭一種免許状（肢体不自由教育）

なお、平成27、28年度の、実施種目については次のように予定しております。

平成27年度 自立活動（視覚障害教育）、自立活動（言語障害教育）

平成28年度 自立活動（聴覚障害教育）、自立活動（肢体不自由教育）

### III 認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者です。

ア 大学（短期大学を除く。）を卒業した者

イ 高等学校を卒業した者その他大学（短期大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関を含む。以下同じ。）に入学する資格を有する者で、平成26年4月1日における年齢が満22歳以上のもの

ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）附則第4条表の上欄各号に掲げる者

（注）上記のいずれに該当するのかが不明で、受験資格の有無を確認したい場合は、出身校の名称、卒業・修了の年月日、当該学校の設置者などを詳細に記し、切手を貼り、宛先等を明記した返信用封筒を同封の上、試験実施大学の担当部署宛てに照会してください。

### IV 認定試験の実施方法

#### 1 試験実施大学

筑波大学

#### 2 実施期日、場所、試験の内容・方法

認定試験は、第1次試験及び第2次試験に分けて実施します。

（認定試験に係る教科書・参考書等の例示・紹介、勉強法についての助言等は行っておりません。）

（注）身体に障害のある者で、受験の際に特別の配慮を必要とするものは、平成26年5月29日（木）までに筑波大学宛てに申し出てください。希望内容及び提出書類を審査の上、障害の種類・程度に応じ特別な配慮を決定し通知します。

### (1) 第1次試験

ア 期 日 平成26年8月10日(日)

イ 場 所

試験場	所在地
筑波大学東京キャンパス文京校舎	東京都文京区大塚3-29-1

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
教職に関する科目	教職に関する専門的事項 (教育原理, 教育心理学, 教育行財政・教育経営学, 教育社会学・社会教育, 教育史・教育哲学, 教育関係法規, 特別活動, 生徒指導, 教育相談, 生涯学習等)	筆記試験: マークシート方式 (択一式とする。 90分)
自立活動に関する科目(Ⅰ)	特別支援教育に関する一般的事項及び自立活動に関する専門的事項 教育分野(制度, 教育課程, 教育史, 指導法など) 心理分野(発達, 心理特性, 心理検査, 評価など) 医療分野(生理・病理, 小児保健など) その他の分野(障害福祉, リハビリテーション, 労働など)	

※平成26年度より, 一般教養科目の試験は実施いたしません。

エ 第1次試験の合否結果通知

第1次試験の受験者には, 筑波大学から9月中旬までに本人宛てに合否を通知します。

### (2) 第2次試験

第2次試験は, 第1次試験に合格した者及び第1次試験のすべての試験科目を免除された者に限り受験することができます。

ア 期 日 平成26年10月5日(日)

イ 場 所

実施種目	試験場	所在地
自立活動 (聴覚障害教育)	筑波大学附属聴覚特別支援学校	千葉県市川市国府台2丁目2-1
自立活動 (肢体不自由教育)	筑波大学東京キャンパス 文京校舎	東京都文京区大塚3-29-1

ウ 試験の内容及び方法

区 分	内 容	方 法
自立活動に関する科目(Ⅱ)	当該種目に関する専門的事項	筆記試験 (論述式とする。100分)
自立活動に関する科目(Ⅲ)	当該種目に関する専門的事項	実技試験
口述試験	自立活動担当教員として必要な能力等の全般に関する事項	口述試験

(注) 自立活動に関する科目(Ⅲ)は, 聴覚障害教育又は肢体不自由教育別に, それぞれ自立活動の内容(①健康の保持, ②心理的な安定, ③人間関係の形成, ④環境の把握, ⑤身体の動き, ⑥コミュニケーション)の指導面についての知識, 技能に関する事項について行います。

## 3 合格者の発表等

第1次試験及び第2次試験のすべてに合格した者を平成26年度特別支援学校教員資格認定試験の合格者とし, 11月下旬までにその受験番号を官報に掲載して発表するとともに文部科学省ホームページに掲載するほか, 筑波大学から本人に合格証書を授与します。

なお, 認定試験の個人の成績については, 受験者本人のみ開示を求めることができます。詳細は文部科学省のホームページ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/nintei/main9\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/main9_a2.htm))の「平成26年度教員資格認定試験」内を御覧ください。

## 4 試験科目等の一部免除

次に掲げる試験科目等については, 所定の「試験科目等一部免除申請書」を提出した者について, 免除事由及び証明書等を確認の上, その試験科目等の全部を免除します。

### (1) 教職に関する科目

次のいずれかに該当する者に対しては, 教職に関する科目の試験を免除します。

ア 幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状(二種免許状を除く。また, 養護教諭及び栄養教諭は除く。)を有する者

イ 特別支援学校(旧盲学校, 旧聾学校, 旧養護学校)自立活動教諭の普通免許状を有する者

ウ 平成21年度以降の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者

## (2) 自立活動に関する科目 (I)

次のいずれかに該当する者に対しては、自立活動に関する科目 (I) の試験を免除します。

- ア 特別支援学校 (旧盲学校, 旧聾学校, 旧養護学校) 自立活動教諭の普通免許状を有する者
- イ 平成24年度又は平成25年度の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者 (ただし, 平成24年度の特別支援学校教員資格認定試験の第1次試験に合格した者の内, 平成25年度に本科目を免除されて他の実施種目を受験している者を除く。)

## (3) 自立活動(聴覚障害教育)の種目に係る自立活動に関する科目 (III)

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第3条の規定により言語聴覚士の免許を受けている者又は言語聴覚士国家試験の受験資格を有する者(言語聴覚士の養成に係る学校の卒業等の見込みの者を除く。)に対しては、試験の全部を免除します。

## (4) 自立活動(肢体不自由教育)の種目に係る自立活動に関する科目 (III)

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第3条の規定により、理学療法士若しくは作業療法士の免許を受けている者、又は理学療法士及び作業療法士国家試験の受験資格を有する者(理学療法士又は作業療法士の養成に係る学校の卒業等の見込みの者を除く。)に対しては、試験の全部を免除します。

## (5) 口述試験

教員免許状 (普通免許状, 特別免許状, 臨時免許状) を有する者に対しては、口述試験を免除します。

(注) (a) **試験科目等の一部免除を申請する者は、教員免許状の授与証明書等の免除事由に該当することを証明する書類を必ず添付してください。(ただし, 上記の (1) のウ及び (2) のイに該当する場合は、証明書を必要としません。)** (教員免許状の授与証明書の証明日は必ず平成26年4月1日以降であること。)

(b) **上記の (1) ~ (5) の各項目に該当する者であっても「試験科目等一部免除申請書」及び「免除事由に該当することの証明書類」を提出しない場合は、免除の取扱いをしません。**

## V 出願手続

### (1) 受験願書等の請求先

ア インターネットで請求する場合 (テレメールの資料請求受付サイト)

次のURLにアクセスし、画面に従って必要事項を入力して申し込んでください。

(パソコン) <http://telemail.jp/shingaku/pc/gakkou/kyouin/tokubetsu.php>

(スマートフォン・携帯電話) <http://telemail.jp/?btc=1029297&gsn=6100003> (QRコード)

〔テレメールは、24時間いつでもアクセスできる資料請求受付サービスです。また、テレメールカスタマーセンターは、このサービスのサポートセンターであり、いずれも株式会社フロムページが運営しています。〕

イ 電話で請求する場合

I P電話 050-8601-0101 へ電話し、音声ガイダンスに従って申し込んでください。

① 受験案内の資料請求番号は 754352 です。

(注) 請求後2~3日程で届きます。ただし、平成26年5月12日以前に請求された場合のお届けは、平成26年5月15日頃となります。

② 受験願書等の到着後、同封される支払方法に従って、送料180円をお支払いください。

③ 電話及びインターネットでの請求に関して不明な点は以下へお問い合わせください。

テレメールカスタマーセンター: I P電話 050-8601-0102 (9:30~18:00)

④ 請求受付期間は平成26年6月6日までとなっております。平成26年6月7日以降の請求につきましては、筑波大学の担当部署にお問い合わせください。

ウ 筑波大学に請求する場合

インターネットに接続ができない場合等については筑波大学の担当部署までお問い合わせをお願いします。

郵便で請求する場合は封筒の表に「特別支援学校教員資格認定試験受験願書請求」と朱書し、返信用封筒 (角形2号封筒に205円分の切手を貼り、あて先を明記したもの) を必ず同封してください。

### (2) 出願書類

ア 特別支援学校教員資格認定試験受験願書等

① 受験願書 (受験手数料として**5,600円分の収入印紙 (日本政府発行)**を貼ること。)

② 試験科目等一部免除申請書 (教員免許状の授与証明書の証明日は必ず平成26年4月1日以降であること。)

③ 受験票

④ 写真票 (出願前3か月以内に撮影したセミ判 (60mmx45mm) の無帽, 正面上半身の写真を貼ること。)

イ 戸籍抄本又は住民票の写し (発行後6か月以内のもの, 本籍の記載を省略しないこと。)

なお、「住民票の写し」とはコピーではありません。

ウ その他筑波大学が提出を求める書類 (別途提出を求めた場合のみ。)

### (3) 受験願書等の受付期間及び提出先

ア 受験願書等は、平成26年5月30日（金）から平成26年6月13日（金）までの間に筑波大学の担当部署へ提出してください。

イ 受験願書等を郵送する者は、**書留郵便**（封筒の表に「特別支援学校教員資格認定試験受験願書在中」と朱書）で提出してください。この場合、平成26年6月13日の消印のあるものまで受け付けます。

ウ 受験願書等を直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土・日曜日を除く。）午前10時から午後5時までです。

### (4) 受験票の交付

ア 筑波大学が受験願書を受理した場合は、出願者に受験票等を交付します。

イ 受験票等には受験番号、集合時刻、試験場、免除される試験科目など必要な事項が記載されています。

ウ 受験票は、受験の際携帯し毎時間これを提示しなければ受験できません。

(注) (a) 受理した提出書類及び受験手数料はいかなる場合も返還しません。

(b) 受験願書を受理した後は、受験する認定試験の実施種目の変更は認めません。

(c) 受験願書を提出した後、氏名、本籍地又は住所を変更した場合は、その変更の記載された戸籍抄本又は住民票の写しを提出してください。

## VI 免許状の授与申請等

(1) 認定試験の合格者は、筑波大学から合格証明書の交付を受けて都道府県教育委員会に申請すると合格した認定試験の実施種目に係る特別支援学校自立活動教諭の一種免許状が授与されます。その手続きについては、都道府県教育委員会教育職員免許事務主管課に照会してください。

(2) この認定試験は資格試験であり、教員の採用試験ではありません。教員として採用を希望するときは、公立学校の場合にあっては都道府県教育委員会教職員人事主管課に、私立学校の場合にあってはその学校にそれぞれ照会してください。

## VII 認定試験の問い合わせ

その他、この認定試験については、下記の筑波大学の担当部署へお問い合わせください。

なお、過去の問題等については、以下の文部科学省ホームページの各年度「教員資格認定試験」内に掲載しています。[ホームページアドレス：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/nintei/main9\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/nintei/main9_a2.htm)]

## VIII 個人情報の取扱いについて

出願時に提出する関係書類に記載された個人情報については、「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び試験実施大学においてそれぞれ定めている個人情報の保護に関する規程等に基づいて取り扱います。

1 試験実施大学は、出願に当たって知り得た個人情報を本試験の実施（出願処理、試験実施、合格証明書発行）及びこれに付随する事項を行うために利用します。

2 試験実施大学は、上記の業務を遂行するために、知り得た個人情報の全部または一部を、文部科学省及び試験実施に係るその他の大学に対して提供することがあります。

3 試験実施大学は、上記1の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を業者に委託して行うことがあります（以下、当該業者を「受託業者」という。）。

については、業務を遂行するために必要となる範囲で、受託業者に対して、知り得た個人情報の一部を提供することがあります。

4 文部科学省は、合格者発表並びに教員免許状発行業務のために、独立行政法人国立印刷局並びに各都道府県教育委員会に対して、合格者の個人情報の一部を提供します。

5 試験実施大学及び文部科学省は、志願者本人の同意を得ることなく当該志願者の個人情報を他の目的で利用又は第三者に提供することはありません。

< 試験実施大学の担当部署及び所在地 >

筑波大学東京キャンパス事務部学校支援課

〒112-0012 東京都文京区大塚3-29-1 電話03(3942)6811